# 第3回厚生労働省国立研究開発法人審議会

開催日時:令和元年7月10日(水)14:02~15:06

開催場所:厚生労働省専用第13会議室(21階)

出 席 者:祖父江会長、大西委員、斎藤委員、定本委員、清水委員、庄子委員、

花井委員、深見委員、藤川委員、前村委員

# ○大臣官房厚生科学課課長

それでは定刻となりましたので、ただいまから第3回厚生労働省国立研究開発 法人審議会を開催いたします。委員の先生方におかれましては、御多忙の折御出 席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は後ほど会長選出がござい ますので、それまでの間、私、厚生労働省大臣官房厚生科学課長の佐々木が進行 を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに委員の先生方を御紹介いたします。お名前を五十音順で紹介いたします。 大西委員です。斎藤委員です。定本委員です。清水委員です。庄子委員です。祖 父江委員です。花井委員です。深見委員です。藤川委員です。前村委員です。な お、本日御欠席ではございますが、一條委員、金倉委員、中野委員、福井委員、 丸山委員にも、委員の御就任をお願いしているところです。以上、15 名の先生 方に委員をお願いしております。

続いて、事務局の紹介をいたします。昨日、7月9日付けで人事異動がありま した。まず、大臣官房審議官の大坪です。

## ○大臣官房審議官

内閣官房健康・医療戦略室という所に4年間おりまして、前職はそこの次長を しておりました大坪と申します。佐原の後任で参りました。

御案内のとおりですが、国立研究開発法人の研究の成果の最大化ということを 目的としておりまして、厚生労働大臣のほうで評価をするに当たりまして先生方 の御意見を頂くという機会に御就任を頂きまして、誠にありがとうございます。

この後、基盤研につきましては、厚生科学研究評価部会、また6ナショセンにつきましてはナショセンの研究評価部会というものが別途ございますので、そこで法人の評価というものをしてまいりたいと思っております。引き続き御多忙の中大変恐縮ですけれども、厚生労働省が所管していますこういった機関の研究成果等について御意見を頂きますよう、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございます。

## ○大臣官房厚生科学課課長

私は先ほど自己紹介いたしました厚生科学課長の佐々木です。もう一名、研究 企画官の黒羽がおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の定足数について御報告いたします。本日は5名の委員から御欠席との連絡を頂いておりますが、国立研究開発法人審議会令第6条第2号の規定に基づい

て、本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、本日の資料は机上のタブレットで御覧いただくことになっています。 資料を御覧いただいている最中に不具合等がありましたら、お手数ですが手を挙 げていただければ、事務局の者が向かいますので、そのようにさせていただきた いと思います。

では、本日の議事について御説明いたします。お手元の議事次第を御覧ください。議事(1)として、本会議の会長の選出及び会長代理の指名をお願いしたいと思います。議事(2)として、本審議会の役割について、事務局から説明いたします。その後、また意見交換等をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会長の選出についてです。参考資料1の厚生労働省国立研究開発法人審議会令第4条を御覧ください。ここに「審議会に会長を置き、委員のうちから、委員が選挙する」と規定されております。このとおり、選出の方法については委員の互選という形になっております。お諮りしたいと思いますが、委員の先生から会長の御推薦がございましたら、挙手の上、御発言をお願いできますでしょうか。

### ○大西委員

これまでの臨床経験や研究実績、また国立研究開発法人審議会委員の御経験なども踏まえまして、祖父江先生を御推薦申し上げたいと思います。いかがでしょうか。

## ○大臣官房厚生科学課課長

祖父江委員を御推薦する御意見がございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、改めて御確認いたします。祖父江委員を会長にということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。では、祖父江委員に会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。お手数ですが、祖父江委員は会長席に御移動をお願いいたします。

それでは、以降の議事運営につきましては、祖父江会長にお願いいたします。 どうぞよろしくお願いいたします。

# ○祖父江会長

暑い中、皆さんありがとうございます。ただいま御指名により、会長という大役を仰せ付かりました祖父江でございます。委員の皆様に御協力を頂きまして、 円滑な運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。参考資料1の国立研究開発法 人審議会令第4条第3項に、「会長に事故があるときは、委員のうちから会長が あらかじめ指名する者が、その職務を代理する」ということがあります。会長代 理については、本日御欠席でございますが、金倉委員にお願いしたいと思います が、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今日は金倉委員は御欠席ですが、 会長代理ということにさせていただきます。なお、金倉委員は、この前のターム の審議会の会長代理もずっとしておられましたので、非常に経験がおありかと思 います。

それでは、議事(2)に入ります。国立研究開発法人審議会の役割についてということで、これは事務局から説明をお願いできますでしょうか。

## ○補佐

資料2の国立研究開発法人審議会について御説明いたします。タブレットの御準備をお願いいたします。1ページを御覧ください。国立研究開発法人制度についてです。独立行政法人についてですが、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれのあるものなどを実施すると位置付けられております。こちらのほうで、平成27年に制度が変わりまして、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性からということで、新たに「国立研究開発法人」等が位置付けられることとなっています。この国立研究開発法人については、他の独法、中期目標、行政目的と比べて、別に、研究開発に特化された法人として設置されたところです。下のほうの図を御覧ください。独立行政法人は、中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人は、こちらの区別で設置されているものです。

次のページを御覧ください。まず、評価の制度改正です。設置主体が、独立評価委員会から厚生労働大臣へという形で位置付けられています。今回、平成 27年から科学的専門性・多様性の観点から助言する機関として、この国立研究開発法人審議会が新設された形になっています。新旧の対照については、3ページに記載したとおりです。国立研究開発法人においては目標期間が5年~7年、また研究開発の最大限の成果を確保することを目的として、中期目標等が設定されているという形になっています。

4 ページを御覧ください。こちらで、研究開発法人の評価に係る外部有識者の知見の活用という形で整理されています。他の中期目標管理法人の国立病院機構をはじめ、地域医療機能推進機構まで、独立行政法人評価に関する有識者会議に位置付けられています。我々、医薬基盤・健康・栄養研究所、また国立高度専門医療研究センターの6法人については、国立研究開発法人審議会という形で整理されているものです。

5 ページにいきます。研究開発法人の審議会について御説明します。先ほど説明したとおり、各省において、平成 27 年 3 月に国立研究開発審議会が、従来の評価委員会が廃止されて設置されました。国立研究開発法人に関しては、まず中長期目標の策定、認可、業務実績の評価、組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見・国際水準等に即して大臣に助言する機関として設置されております。下のほうの図にあるとおり、厚生科学研究評価部会は、医薬基盤・健康・栄養研究所を担当しています。また、高度専門医療研究評価部会については、がんセン

ター以下、6NC と言っておりますが、こちらの法人を担当しております。こちらの庶務についてですが、医薬基盤・健康・栄養研究所については厚生科学課です。また、この4月から、医政局研究開発振興課で6NCについては担当することになっています。

6 ページを御覧ください。審議会に期待される役割です。国立研究開発法人については、研究開発の持つ長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった特性を踏まえた目標設定・評価を行うことが、これまで以上に求められることとなっております。そのため、審議会は、研究開発領域、研究開発に係る国際動向、法人のマネジメント等に御知見・御経験をいかして、法人に係る目標策定・評価が科学的知見や国際的水準に即したものになるよう、所管大臣の決定に際し御助言を頂くために設置されたものです。

今回、独立行政法人の評価に関する指針を配布させていただきました。新旧対 照表は配布していないのですが、今回、評価に関する指針で、国立研究開発法人 の部分を抜粋等して作ったものです。こちらの視点について、概要を説明いたし ます。

まず、ページを振っていないので2枚めくっていただいて、「Ⅲ国立研究開発法人の評価に関する事項」です。1の総論の(1)で、国立研究開発法人の評価の第一目的として、「効果的かつ効率的」という業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現につながるよう評価を行うことが重要であると整理されています。

次に(2)評価の重点です。個々の「研究開発課題(事業)」について、国立研究開発法人においても、重要度等に応じて国の関与の下でも、高度な専門的な知見・経験等を踏まえた研究開発評価が行われているとなっています。このことを踏まえて、主務大臣の評価については、個別具体的な事業、取組等について、これらの評価結果を適切に活用した上で、「法人としての研究開発成果の最大化」、「法人としての適正、効果的かつ効率的な業務運営」について重点的に評価を行うこととなっております。評価体制としては、所管する部局として、NCでしたら医政局、医薬基盤の関係は厚生科学課が中心となって評価を実施するという整理になっています。

次のページを御覧ください。評価体制の(2)です。研究開発に関する審議会です。この審議会は、研究開発の専門性等に鑑み、3 つの法人分類のうち国立研究開発法人の分類のみに、制度的に明確的に位置付けられている審議会です。主務大臣が、研究開発法人の中長期目標の策定及び評価の実施に際し、重要な役割を果たすことが期待されています。そのため、研究開発に関する審議会の委員構成は、高度な知識及び経験を有する者からなる、専門性と多様性等の双方を重視した先生方を任命させていただいております。

研究開発に関する審議会は、主務大臣が、研究開発法人から提出された自己評価書を基に、年度評価、見込評価、また業績評価書等を提出していただき、検討を行うこととしております。検討に際して、研究開発に係る事務及び事業に関す

る事項について、第三者の立場から、社会的見識、科学的知見、国際的水準等に即して、適切な助言を行うこととしております。その際、中長期目標等策定時に、大臣、国立研究開発法人の長とともに確認した評価軸等を活用しながら、自己評価書の正当性・妥当性、長のマネジメントの在り方等について確認し、研究開発法人の研究開発成果の最大化や適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保に向けた運営改善につながる助言を行うこととしております。また、国立研究開発法人の目標の策定と評価に関しては、密接不可分な事項(制度運用に関するものなど)についても検討するなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて積極的に貢献することを期待されているものです。

続いて、年度評価にまいります。次のページ、左側のページの上を御覧ください。年度評価については、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資することを第一目的としております。「研究開発成果の最大化」及び「適正、効果的かつ効率的な業務運営の確保」のため、評価対象年度以降の業務運営の改善等にも資するものとしております。こちらについては以上です。

今回のこの年度評価については、「研究開発の特性」を有する創造的な業務であることを踏まえ、必ずしも時間に応じた線型的な事務及び事業の進捗、成果の創出等が期待できない場合が多いこと等にも十分に配慮して評価を行うと改正されております。また、年度評価は、目標・計画等の達成状況にかかわらず、当該法人全体の信用を失墜させる不祥事等が発生した場合は、評価項目だけでなく、法人全体の評価に反映するなど、当該年度における法人マネジメントの状況にも留意することとしております。予測し難い外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して自主的な努力を行う場合についても、評定において考慮するものとしております。今回の指針の改正についての概要を説明させていただきました。

資料2の6ページを御覧ください。審議会に当たっては、研究開発は、機械的に効率性を図るだけでは「研究開発成果の最大化」にならないことから、質的・量的、科学技術的・経済的・社会的、国際的・国内的、短期的・長期的な観点から、総合的に検討いただくということで、研究開発は創造的な業務であり、必ずしも時間に応じた事業の進捗、成果の創出等が期待できないことへも配慮いただくとともに、法人に対する意見のほか、国による制度運用の改善についても御検討いただくことなど、国立研究開発法人の機能強化に向けて積極的な貢献等をお願いしたいと考えています。

続いて、7ページの審議会のスケジュールを御覧ください。本日の7月7日の第3回国立研究開発審議会を終えた後、各独法について評価部会があります。現在のところ、7月19日に、医薬基盤・健康・栄養研究所を担当している厚生科学研究評価部会を開催する予定です。また、8月1日と8日の2回に分けて、高度専門医療研究評価部会の開催を予定しています。改めて事務局から御案内等を考えております。

8 ページの審議会の進め方です。まず、資料を事前送付し、事前に意見や補足 説明資料等の意見を頂きたいと思います。部会については、法人から自己評価等 に基づいてヒアリングを行う予定としています。法人の自己評価書等をベースに した厚生労働省による評価案を審議したいと考えています。評価案については、 部会として意見を取りまとめて、各法人に共通すると考えられる課題(制度運用 等)もあれば検討ということで考えております。審議会においては、各部会長か ら上記の意見について説明していただき、審議会として業務の実績評価への意見 を決定することとしております。御意見を踏まえて、最終的に厚生労働大臣によ る決定という形にさせていただきたいと考えています。具体的な審議の進め方は、 審議会・部会において決めることとしております。以上です。

## ○祖父江会長

今の御説明に関して、御質問等はございますか。

## ○花井委員

指針の改定の説明にもあり、これまでも議論があったとおり、研究開発を期限とお金で、計画上1年でアウトカムがこうだという評価が窮屈で、これまでの評価からいっても、実態からすると長期的な視点で見ていくという評価が必要だという意見が出ていたのですが、今度はその辺のところがちゃんと指針に反映されたというところが大きな変化という理解でいいのかというのが1点です。

もう1つは、説明の2でスケジュールですが、基本的に部会が評価したものを、ここに助言と書いてあるのですが。気になるのは、いわゆる臨床研究全体については研発課に集約して、6 ナショセンもそこに所掌がなったというのはいいのですが、基盤研においては、もともと基礎研究的な上流ですよね、上流ということだったのですが、基盤研もここ 10 年ですが、上流だけではなくより実用化に向けた分野も重要ということになってきています。実際の活用ができなければ駄目なのではないかということで、かなり下流のほうに力を入れるような圧力が掛かり、基盤研もそういう意味では難病のセンターを作ったりしてやってきているので、ある意味では、基盤研は上流で、6 ナショセンは下流だというようなことだけにはなっていなかったりするわけです。

その辺は、所掌が違うから縦割になっているのですが、そこのところはこの審議会のほうで、連携はどうなっているのかというようなことをやるのでしょうか。 それとも、それぞれで行うと言うことでしょうか。以上の2点です。

# ○祖父江会長

いかがでしょうか。

## ○補佐

今回、目標期間中の業務運営について中長期にわたって課題、好成績等になる ものを評価すうという形なのですが、質問は中長期的に評価の期間を踏まえて評 価ということですか。

# ○花井委員

指針の今回の改定において、コンセプトとして何がアップデートしたのかということを聞いているのです。

## ○祖父江会長

今回、これが3月に出ましたが、そこで何が変わったかということを箇条的に 言っていただけると一番分かりやすいと思うのですが。

### ○補佐

今回の指針の改定の内容で大きく変わっているところというのは、まず評価の 活用方法の明示を通じた活用促進ということで、ポイントが示されております。

内容的には、評価の活用を促進するために、具体的な活用方法、業績が悪い部門の改善、業績がよい部門の更なる向上、業績向上努力の評価を通じた改善努力の促進を指針に明示したという形になっております。また、評価の目的、役割に応じたメリハリをつけたということで、重点化等をポイントを挙げて業績評価に盛り込むという形にしております。

細かいところですと、中長期の期間における目標管理が行われる、これは管理法人のほうですが、国立研究開発法人の評価については、目標期間終了時に行われる評価期間中の業績全体の評価と、期間中の各年度の業績評価では、その目的と役割が異なるということで整理されております。目標期間の評価では、目標期間における業績を最終的に判定して、該当法人の政策実施の機能の担い手としての有効性を判断する目標が必要であるということから、目標の項目ごとに、その達成状況を明確に把握できることが重要であると示されています。

年度の評価では、「目標期間中の業務運営は、法人の自主性・自律性に委ねる」という、研究開発法人の特性に鑑みまして、目標の着実な達成を確保する上で支障となると考えられる課題等を的確に抽出できることが重要であるということです。例えば目標達成上の支障となる業務運営上の課題や好成績などとなっているものの抽出、目標期間終了時に達成されるべき成果やその水準をあらかじめ具体的にできずに、期間中に結論を得ることとした事項のモニタリング、目標設定時に重要度及び困難度が高いとされた事項の進捗管理などを重点化することができることといたしました。重点化というものについては、目標達成上重要なもののみ、従来の単位・精度で評価を行うこととする一方、それ以外の項目について簡素・効率的な評価となるよう工夫を促すことにより、評価にメリハリをつけようとするものであると。重点化の対象としない項目については、評価単位の柔軟化を認めることとしております。

法人においては、目標達成状況の評価の単位と日常の業務管理の単位は完全には一致しないこともある中、評価と業務管理の単位を近付ける効果も期待できるという観点から、評価を法人自身による業務の改善により活用しやすくなると考えるということで、指針の改正につなげていると示されております。法人における評価ですが、業務管理上有益なものとなるように、自己評価の評価単位は、必

ずしも最小であることを求めずに、業務事業の特性に応じた単位とすることとしております。期間の実績評価の効率化を図る見込評価の際、実績評価見込みと実績との間に大幅な乖離がなく、かつ考慮が必要な状況変化もない場合には、数値の更新等の修正を行った上で、見込評価等を実績評価と活用できるものとしております。

研究開発法人の年度評価においては、法人による自己評価と主務大臣の評価が、いずれもB評価とする場合には、評価理由を、自己評価Bとの評価結果が妥当であると確認できたとの記載で足りることとした、そういう簡素化も図るということで、評価の方法として示されたとなっております。

## ○祖父江会長

分かりました。ちょっといいですかね。

# ○花井委員

例えば1例ですが、中期計画があって、単年度評価もされていたわけですよね。 今まで中期計画で50件が目標だったのが、単年度で10件、20件となって、この ままではどうかとか、若しくは最初の年でそれをやってしまったら、それで満点 なのかとか、中期計画と単年度評価の整合が難しかった点を、長い目で見る分に は、単年度ではそのプロセスをちゃんと見ているというところでも評価できると なったとか、そういう理解でいいですか。

#### ○大臣官房審議官

前職では AMED を所管しておりましたので。AMED でも今、正に法人評価をやっております。独法評価委員の先生方の話を聞いていますと、もう少し自主性というものを重んじたほうがいいのではないかと。結局、KPI ができたできないの話ではなくて、それは最終的に 5 年間の中長期目標の中でできたできないという判断は重要なのですが、単年度で見たときには、それができなかった課題を抽出して、よりよく自主的にやるということの評価をしろということで、今回のメリハリをつけたという意味も、単年度の評価と全体評価というのは意味合いが違うということを言っています。

それから、定性と定量の話についても、割と役所は判断がしやすいので定量的な評価を求めがちなのです。数値目標的なものを置いてくれと。治験を増やすといっても分からないので、例えば何件やるとかということです。そういったことも数字で置けるものはいいのだけれども、かえって置くことが、そこに向かって無理矢理進めなければいけないというような悪影響を及ぼす場合があるので、定性で立てることは妨げないから、そういったことの意味合いというのをよく考えるとか、法人がやりやすいように、自主性を重んじたときに最大成果を出すためにはどうするかというのを、こちらが一方的に言うのではなくて、トークしましょうというような方向になってきていると理解しています。

# ○大臣官房厚生科学課課長

今申し上げたのが骨子の部分です。具体的にどこが変わったかというのは、追っての送付で恐縮ですけれども、新旧対照表の形でお送りしたいと思います。

花井委員からの御質問の2点目の医薬健栄研と6ナショセンの関係ですが、お手元のタブレットの参考資料7-1、参考資料7-2を御用意ください。まずは参考資料7-1を御覧ください。まず、医薬基盤・健康・栄養研究所がそもそも何をするのかというところは、事業内容にあるとおりで、基本的には横軸を上流の段階で通すということになります。その上で参考資料7-2にあるとおり、6ナショセンは、ある意味で縦軸でそれぞれのところを深掘りし、より臨床に近いところまでゴールを持っていくと。そこのオーバーラップする部分については、当然ながらそれぞれの部会での評価の中でも、これは研究全体のバランスからして、より固有のところのほうに力を入れたほうが望ましいのではないかということがあれば、それぞれの部会から親会である審議会に御報告いただいて、その上で最終的には両部会の調整という形で御議論を頂きたいと思っております。

# ○大臣官房審議官

2 人でしゃべっていて全然議論が進まないのですが、もう少し言いますと、平成 26 年に健康・医療戦略推進法という法律ができまして、健康医療分野のところは本部司令塔を1つ作りましょうということで、厚労省で厚労行政だけを見ていても狭いですし、では文科省でやっている理化学研究所ですとか、科研費でやっているものも一体的に、医療分野の研究開発で我が国は何をやっているのでしたっけというのをまとめてみましょうというところで、健康・医療戦略というのを5年に一遍作るのですが、そこには AMED の研究だけではなくて、こういう各省の国研ですとか独法ですとか、そういった所の業務も書き込まれます。5 年後にどこにリーチするために、これは3省と内閣府で所管しているのですが、どちらに向きましょう、目標をいつにしてということで、皆さんの施策を毎年確認するということは本部のほうでやっています。

ですので、なかなか厚労省の中だけ、局の中だけで他部局がやっているものまで全部見るという組織の体にはなっていないのですが、そこを省を超えて各省の分まで一緒にして見るという組織が別途できたというように理解しています。

# ○祖父江会長

今おっしゃったように、新旧対照表があるとよかったのですが、それは後でお送りいただけるということでいいですか。何が変わったのか、ちょっと分かりにくいのでお願いします。

### ○大臣官房審議官

送付させていただきます。

## ○藤川委員

今の新旧対照表の件ですが、それを頂いたとしても、文書を読んでも今一つ分かりにくくて。要するに何が違うのかというか、委員側としてどういう姿勢で臨めばいいのかということで言えば、もともと単純に数値だけではないというのはありましたけれども、達成していたからといって、それでよかったねということではなく、より自分で課題を見付けて、重点的なことに関してはより丁寧な説明をし、できないこともできなかったから駄目ということではなく、そこに問題を見出していれば、それを解決する方法としてこのようにやろうと思っているというような説明があることによって、単純にBだねということではなく、その深い検証等があることで、少し上の評価も可能になるといったことと考えてよろしいでしょうか。

## ○大臣官房審議官

そのとおりです。本当におまとめいただいたとおりです。それで、目標を途中で変える変えないという話にはならないと思うのです。一応5年間の目標は立てました。では、それができないから駄目なのかという話ではなくて、そこは法人の言い分を聞いてくださいと。法人が何でそれをこの1年でできなかったかというところに正に課題があるわけですので、そういったトークをしてください。それで、一概に駄目ではないのですということが、今回の一番大きなまとめとしての趣旨で、その中に目標の立て方だ、指針の立て方だと細かいのはありますが、今、先生がおっしゃったとおりのことが総論です。

ということが新旧対照表に書かれていますので、これをお送りします。

## ○祖父江会長

分かりました。今日、それがあるとよかったのですが。

## ○大臣官房審議官

そうですね。恐れ入ります。申し訳ございません。

### ○祖父江会長

ほかにいかがでしょうか。

## ○深見委員

評価に対してどうするかということを、きちんと明確にしていただきたいと思います。

それからスケジュールなのですが、いつも事前調整会議というものが入っていますよね。このスケジュールには本当の評価部会だけしか書いていないのですが、いつも事前調整会議というものを設けています。その事前調整会議が本当に必要なのかというのをいつも疑問に思っていて、その必要性というものをもう一度明確に説明していただけますか。いつも同じようなことを2回聞きますので、私と

しては、資料もありますし必要ないのではないかと思うのですが、そこが必要な 理由というものを明確にしていただけたらと思います。

### ○補佐

こちらは部会によって 2 つに分かれているのですが、医薬基盤のほうと、6NCです。NC が 6 施設あるということから事前に資料、また評価をする内容等が膨大ということで事前協議ということで、19 日の御案内は、事前にそちらで資料を確認していただき、意見また追加資料、宿題等を頂きながら、当日の 1 日、8日の評価部会のときに御回答等をさせていただくという手順でやっております。どうしても部会の評価内容が多数になるというところから、事前の部会を設けているということです。

## ○深見委員

それは評価者側から、そういうものがあったほうが理解しやすいというところで、もともとできてきたという経緯なのですか。それとも、逆に言えばナショナルセンター側は望んでいないような感じをいつも感じるのですが。

# ○大臣官房厚生科学課課長

従前はあくまでも、一言で言うと、効率的に会議を運営するには事前にある程度ということだったのですが、運用方法というのは、当然ながら絶えず改善していくべきものですので、まずは、これからどういう形で部会ですとか審議会を迎えるかという事前の進め方は、今頂いた御指摘を踏まえて、祖父江会長とよく相談して進めたいと思います。

ですので、あくまでも今までのものはこうだったということですので、今後の運用については改善していきたいと思っています。

## ○祖父江会長

今年はどうしますか。やはり2回やりますよね。

### ○補佐

やはり 6NC のうち、3 独法ずつということで、1 日に 3 つ、8 日に 3 つをやるとなると、限られた時間の中でやることになる、それに当たって、どうしても事前に行う予定です。

# ○祖父江会長

事前の議論と同じような議論が本番でも出たりして、少し事前の部分と評価部会の意味付けを変えるとか、手際を変えたほうがいい部分もあると思うのです。 そこはちょっと検討事項だと私も思います。

# ○補佐

はい、分かりました。

## ○祖父江会長

やり方も含めていろいろと問題点が出てきているように思います。私の個人的な印象ですけれども、全体として評価自体が若干マンネリ化していて、形式的なところもやや出て来ていて、本当の意味の、例えばナショセンをどうしたいのかという、本当の議論がなかなか浮き上がってこないというのを、やっていて感じるところなのです。

だから、今改善点を挙げていただいたのだけれども、そこに向かってどう評価 改善していくのかという議論が本当は必要だと思います。ナショセンのアクティ ビティーは5年プラス4年やってきて、大変高まって来たと思うのですが、ナショセンの中でも、この間に評価のやり方や対応の仕方が大分分かってきて、本当 にそれが実態の改善に結び付いた評価になっているのかどうかというようなこと が、なかなかピタッとこないことがときどきあるのです。だから、評価というの をどのように考えて、どう運用していくのかという議論は、私は並行してやって いったほうがいいようには思います。多分、いつもここだけで少しやって、あと は実際の評価に入ってしまうと、そのままいってしまうことが多いのです。

大事な問題提起が少しずつ出てきているのですが、これをやり出すと、これだけで恐らく在り方委員会ぐらいになってしまうと思うのですが、いかがでしょうか。

## ○大臣官房審議官

是非今後の見直しとして運用上どうするか。今事務方が申し上げたのは、1 日と8日の前に、事前レク的な形で、ちょっと詳しく御説明したいという趣旨で、それで、これまではやっていたのだと思うのです。でも、もう先生方は見るべきポイントなどは十分にお分かりですので、そういった漫然と同じ説明をするのではなくて、1 回目に説明させていただくのであったら、こういう問題点があるのではないかという問題提起の会話ができるような形で、それを部会のほうに持っていけるような形で、何か仕組みを考えたいと思います。今日ではなくて、今頂いたような御意見を是非ほかの先生方からも事務局に、メールで結構ですので入れていただいて、次の会議にちょっと考えたいと思います。また祖父江先生と御相談したいと思います。

# ○祖父江会長

分かりました。

### ○深見委員

多分、専門に近い分野の先生以外に、この分野は多様性というか、割と内容的な理解をしにくい委員の方がいらっしゃるということを想定して、こういう制度

が。我々のように専門に近い分野だと、特に内容についてはすぐに理解できるのですが。そういうことも含めての、多分多様性を担保するための制度だったかもしれないのですが、割と経験者も増えてきましたし、十分な議論をするのであったら、事前会議を3つずつ分けるのではなくて、2つずつ3回で、1回の時間を長くしていくとか、そのほうが逆に突っ込んだいろいろなことも。

# ○大臣官房審議官

それか、もう1回で6つやってしまって、次は課題を議論するとか、何か違う 仕立てにしたほうがいいですね。分かりました。今の先生の御意見の趣旨はすご くよく理解しましたので考えますし、その他も運用上の問題点をお気付きの先生 がいらっしゃいましたら、事務局にメールで頂戴できればと思います。

## ○祖父江会長

何か今のことでもいいですし、別の観点のことでもいいのですが、御発言はございますでしょうか。なかなかこのメンバーで集まることは余りないので。

# ○花井委員

やはり中期目標を、今までは5年で達成するという数値目標で挙げますが、そうするとロードマップが中期目標になくて、中期計画と中期目標の二重性もよく分からないところがあるのですが。ロードマップがあって、3年目は準備しかしません、4年目でいよいよ稼働して、5年目でこのぐらいの成果が出ると分かれば、それぞれ単年度で評価できるのですが、結局目標の数値だけがあるとそうなるので、今の制度の中期計画の書き方も、ちょっと検討いただきたいと思います。

## ○大臣官房審議官

確かにそうですね。

## ○花井委員

もう1つは、よく言われるのは、この5年間にこれだけお金がもらえると思って計画を立てたのに、途中から減っているではないかと。それは織り込んでいませんという苦情が常に出ていますよね。そこも、それは致し方ない部分はあるのですが、一定程度財政的なものを単年度で輪切りで見ているわけですよね。輪切りではなくて、5年間の資金繰りとか、特に6ナショセンのほうは診療報酬が入るので、それとの関係が出てくると思うのですが、それは5年間のお金の使い方の話なので、今年は赤字が改善しましたが、また赤字に転落しましたというような評価を毎年やっているのは不毛な気がするので。その辺もやはり面で見る評価になるのですが、線で見られるような中期計画の書きぶりであれば、各単年度では面なのだけれども、線の達成というのも評価できるのですが。今のだったら、できていなければできていないという評価をするしかないし、向こうも S、A、B、C の評価基軸が分かってしまっているから、それを前提に逆算して、ここを強調

しようとか戦術的な話になってしまっている。それがマンネリ化という意味だと 思うので、そこは改善を検討していただきたいと思います。

## ○斎藤委員

ちょっと観点は違うのですが、ずっと違和感を持っておりましたのでコメントします。毎年これをやらなければいけない、中期でこれを達成しなければいけないという、達成するための目標はできているのですが、今これだけ世の中が早く動いているときですから、5年後、10年後のための投資をしなければいけない。その投資をどのぐらいしたのか、その成果は今年は当然出てこない、5年後も出てこないかもしれないけれども、その先行投資をどのぐらいしたのかという、将来に向けての努力を評価するという項目がないのです。これをやりました、あれをやりました、できましたというところだけ、結果だけの評価というのは、何か短絡的な気がずっとしておりましたので、そういうことも反映できるような評価になればいいなと思います。

# ○祖父江会長

端的な例だと、今は、がんセンターを含めてどこのナショナルセンターも始めていますが、いわゆる患者レジストリとかコホートというのはナショセンのミッションとしては、基盤として重要なのですが、そこの評価が非常に難しいのです。出てくる結果はすぐに見えるのですが、では 10 年後を目指してやっている基盤作りはどうやって評価するのだということが毎回問題になるのですが、いつもスルーで終わってしまっています。だから、本当に大事なところが議論できていないという感じはします。ちょっといろいろと問題があって、やり出すと切りがないのですが、いかがでしょうか。基盤研の先生方、関係の先生方からも御意見を頂けるといいのですが。

それから、もう1つありまして、これは審議会の役割というのか、議論の中身の説明が、①から④まであったのですが、「組織・業務全般の見直し」というのがあります。ここでやる議論は、組織論とか、そういうところまで入り込む議論になるのですか。これは先の在り方委員会では結構その議論をやったのですが、どこまでの議論をこの審議会はやるのかというのが、そういうところまで踏み込んで議論をしてもいいのか、あるいは評価だけの問題に限ってやるのか。5ページ目に書いてあります。

# ○大臣官房審議官

一般論で申し上げますと、審議会という形は何かを決定するというよりも、所管している役所に対して意見を頂くということになっております。それは組織を見直さないとできない場合も当然ございますので、やり方が何かということは役所のほうで決めることになるのだろうと思います。ただ、こういうことがネックになっているとか、課題になっているということは、御意見を頂いた上で、それは当然、最終年度の反映につながっていくものだと理解しています。最終年度は

総務省の意見を聞いていくというプロセスもございますので、そこは行革ですとか、組織の見直しという議論にも当然つながっていくものだと思っています。

## ○祖父江会長

時間がどんどん過ぎていきますが、皆さんお集まりになる重要なチャンスの場だと思いますので、いかがでしょうか。何か御意見はございますでしょうか。

## ○大臣官房審議官

予算上の措置については、単年度主義というか、どうしても如何ともし難いと ころがあるのは、どの独法も皆さん同じなのです。理研などのように基金を積ん だり、そういう特殊法人はまた別なのですが、普通のこういう法人に限りまして は、基本的には単年度の補助金でやっているので、確かに予算が動くのです。

そこを数値目標で置いてしまうと、予算の切れ目のところで成果の切れ目も出てきてしまうので、目標をどう置くかということは知恵を絞らなければいけません。それでリーチしなかったから評価が低くなって、結局予算が付かないというのは、同じことの繰り返しになりますので、財政上の縛りというものは如何ともし難い中で、どういう評価を置いていくか、どうやって応援していくかということは、知恵の頂きどころと言いますか、役所も目標をどう設定するかということにつながりますので、お知恵を頂きたいと思っています。

## ○斎藤委員

いろいろな話が出てきたので、どさくさに紛れてついでに申し上げておきたいのですが、先ほどのメンバーの話で、有識者は分かっているけれども、そうでない人たちがいるとおっしゃって、正に私がそれの代表です。もし本当にそういう門外漢の見方が必要であるのなら、どういう意見を求めるのか、何を求めるのかをもう少しはっきりしていただけると、居心地が良くなるなと思います。今日のメンバーでも専門外は私1人で、あとは公認会計士というプロフェッショナルな方なので、私としては非常に肩身が狭い思いをしております。私は製薬会社の役員を4年しただけで、医療に関しては余りよく分かっておりませんので、ビジネスの経営の面からの発言しかしておりませんけれども、それでお役に立っているのだろうか。もしそういう観点も必要であるなら、もうちょっとその方面のメンバーを増やしてダイバーシティがあったほうがいいのかなという気がいたします。

# ○大臣官房審議官

いずれの法人におきましても、研発の部分とマネジメントの部分と財政管理の話と、必ず何点か基準が入っていると思います。ですので、研究開発の最大化というところで、シーズのウエットのところを見ていただく先生と、あとは組織のマネジメントですとか予算の管理ですとか、そういったところの仕組み、組織論がどうなのかということを御指摘いただく方も当然いらっしゃいますので、一様に皆様に同じ説明をするというよりも、特にここについて御意見を頂きたいとか

いう、メリハリをつけて御説明するということは当然あるのだろうと思っています。これまでできていないところであれば、それは次回以降に工夫させていただきたいと思っています。

## ○祖父江会長

まだ御発言いただいていない先生方で、何かございませんでしょうか。

## ○清水委員

研究開発の問題なのですが、ウエイト付けをして、先ほど御説明にあった、例えばこのポイントが重要だというところで研究の成果が出たときに、そうでなくてウエイトを掛けなかったもの、重点を置かなかったところがいっぱいあって、その場合に例えば研究のあるテーマでものすごく成果が出れば、全体としては高い評価という改正だと考えていいのですか。例えば研究だといろいろなテーマがあると思うのですが、ある特定のものに対してすごく大きな成果が出ましたということになると、それを今度は重視して、それをどんどん伸ばしていけということになるということは、そこのところで高い成果が出ていけば、全体的に組織そのものを評価するときには、それをもって評価していいということで考えていいのですか。

### ○大臣官房審議官

後で補足があればお願いしたいのですが、法人が1年間の事業を始めるときに、まず中長期の目標というものをこちらからお願いします。それに基づいて、法人が中長期の計画を立てるわけですが、中長期の5年なり7年なりの計画と、単年度の計画というものを立てていくことになります。

評価というのは、その立てられた計画についてどうかこうかという話なので、 それはある程度その目標を立てる段階で、選択と集中が既にあって、その上で、 あまたの研究がある中で、この5年間はこれをやりますということが目標になっ ているので、そこについては、すべからくやるということで。

### ○清水委員

すべからくやるのですが、ある目標を立てたときに、世界を席巻するような成果が出たということになると、それが突出するのです。突出して、あとは普通の評価だとなったときに、1個そういうものが出たときには、法人として例えばS評価とか、そういう評価でいいのですかということです。

## ○大臣官房審議官

評価の項目というのは 30 項目とか、すごくたくさんある中で、どこを重点領域にするかというのは、法人ごととか所管の役所ごとに決め打ちをしているところが多いのではないかと。マネジメントを含めて全部で評価をするというよりも、この研究で飛び抜けて S があったとしたら、全体評価をどうするのかというのは、

重み付けをしているはずですので、全体のバランスの中で見ていくとしか申し上 げられないのですが。

# ○清水委員

それはこの審議会でやらなくていいということですね。

# ○大臣官房審議官

そうです。それは部会のほうの評価になります。

# ○清水委員

分かりました。

#### ○祖父江会長

ほかにはよろしいですか。では、大変議論を活発にしていただきまして、ありがとうございました。こういう議論は評価の中でも出てくると思いますので、またその都度どうするかを考えていきたいと思いますが、よろしくお願いします。

では、議事(3)のその他にいきます。国立研究開発法人審議会に設置されています、この下の部会への所属ですが、国立研究開発法人審議会令第5条第2項で、「部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する」と明記してございます。委員をご指名させていただきまして、事務局から御連絡を改めてさせていただくということにしたいと思いますので、御了承いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

今日は大体これで終わりでございますが、先ほどの議論が少し積み残しの感じもあるので、更にこれだけは言っておきたいということがございましたら、御意見をおっしゃっていただければと思います。いつも同じ議論になるのですが、大体見切り発車でずっといってしまうということが多いので、今日のような議論を各委員におかれましては、もう一回受け止めていただいて、どこかの機会に私も参加してどうしたらいいかということを議論したいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、今後のスケジュールを事務方からお願いいたします。

## ○補佐

今後のスケジュールですが、まず第6回の厚生科学研究評価部会は、基盤研の担当になりますが、7月19日に予定しています。また、8月1日と8月8日に、第14回、第15回の高度専門医療研究評価部会を開催する予定です。また事務局から開催案内などの具体的なものは御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

### ○祖父江会長

また御案内いただけるということですので、よろしくお願いします。それでは、これで閉会ということにさせていただきます。またいろいろ送っていただくもの

が宿題でございましたので、よろしくお願いします。では、ありがとうございました。